

〈業務に従事する者と従業者の該当範囲の違い〉

	<p>従事する者 =「宅建業に従事する者の名簿」に記載する者 ※専任の宅地建物取引士の設置基準となる者</p>	<p>従業者 =「従業者名簿」に記載される者 ※専任の宅地建物取引士の設置基準とならない者</p>
代表者 (常勤)	○	○
代表者 (非常勤)	○	○
役員 (常勤)	○	○
役員(常勤)で、宅建業以外の兼業業務を主として担当する者	×	○
役員 (非常勤)	×	○
宅建業の営業従事者	○	○
宅建業のみを営んでいる場合で、一般管理部門(経理・事務・総務等)のみの業務を行う者	○	○
兼業をしている場合で、一般管理部門(経理・事務・総務等)のみの業務を行う者	×	※ただし、宅建業を主として行っている場合は○
宅建業以外の兼業のみに従事する者	×	※ただし、宅建業を主として行っている場合は○
宅建業の部門に所属し、宅地建物の取引に直接的な関係が乏しい業務(秘書、受付、運転手等)に常勤で従事する者	○	○
宅建業の部門に所属し、宅地建物の取引に直接的な関係が乏しい業務(秘書、受付、運転手等)に臨時的に従事する者	×	○

備考

- ・○=該当者、×=非該当者
- ・監査役はいずれにも該当しません